

収益性の低下した営業資産の評価

—減損の認識と測定—

米 山 正 樹

I はじめに

(1) 問題の所在

収益性の低下した営業資産（なかでも償却性資産）の評価を切り下げるやりかたは、減損した貸付金の評価減と同様、広く受け入れられているものといってよい。わが国においては「臨時償却」という名のもと、陳腐化等の生じた償却性資産の簿価を「正規の減価償却」とは別枠で引き下げることになっている¹。詳細はともかく、基本的な事情は米国でも大きく違わないようである。

しかし、減損の生じた営業資産の評価をなぜ切り下げるのかについては、曖昧な部分も少なくない。むしろ、営業資産それ自身が物理的に滅失した場合の切り下げには異論の余地もなかろうが、単に収益性が低下しただけの場合、その事実をただちに評価の切り下げに反映させるかどうかには検討の余地が残されている。というのも、営業資産に関する成果は、一般に、キャッシュフローの裏づけを待って捕捉することになっているからである²。「期待」の次元にとどまる営業成果は、原則として損益計算の対象とはならないのである。

このケースでいうなら、収益性の低下が見込まれるようになったという事実は、少なくともその時点においては「期待」の範疇に属するものと考えられる。収益性の低下を証拠づけるようなデータをどれだけ列挙したところで、低下後の予想収益は、確率論にいう「期待値」でしか表せない³。それはあくまでも環境依存的なものに過ぎないのである。「期待値」が事実上の「確定値」へと変質するのは、問題となっている営業資産の利用ないし処分により、実際に投下資金を回収し、当初の予想に満たない額しか回収できないことが判明したときと考えられる。そうなると、前掲したルールとの整合性を尊重するかぎり、キャッシュフローの回収を待って減損の事実を損益計算に反映させることになる。それは要するに、その時点まで評価損失の計上を差し控えるやりかたを意味しよう。

このとおり、収益性の低下した営業資産の評価を即座に切り下げるのは必然ではない。それどころか、正常な営業資産との首尾一貫性を考えれば、収益性の低下が見込みにとどまるかぎり、その事実は損益計算に反映すべきでない⁴とさえいえる。にもかかわらず、減損した営業資産の評価がただちに切り下げられるのはなぜであろうか⁵。従来は、この問題に十分な解答が与えられぬまま、切り下げの実務だけが先行していたようである。どういうタイミングで評価をどれだけ切り下げるのか、それはなぜかを詳細に定めた公表ルールを、日米両国が持ち合わせていなかったといっても過言ではない。

今のところ、わが国では改善の動きがみられないが、米国においては過日、前掲した問題を解消すべく、新たな基準書が財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：FASB）よ

り公表された。これが基準書第121号「減損した長期性資産および処分予定で保有する長期性資産の処理」(FASB [1995])である⁵。この基準書は、減損の生じた営業資産の評価をどのようなタイミングでどれだけ切り下げるかについて定めており、結論に至る過程において、なぜそのような評価減を行うのかにも言及している。現時点ではこの基準書が、この論点に関して最も体系的かつ網羅的なルールを定めているといっても過言ではない。

こうしたことから、本稿では、さしあたりこの基準書を採用上げることにする。減損の生じた営業資産の評価をなぜその時点で切り下げるのかという未解決の問題に、FASBの基準書がどう応えているのかを検討するのである。もちろん、なぜ評価の切り下げを行うのかという問題は、どのようなタイミングで、どれだけ評価を切り下げるのかとも密接に関わっている。あとのふたつの問題も適宜視野に収めながら、最初の問題に取り組むこととしたい。

(2) 基準書第121号の概要

まず最初に、FASB基準書第121号の核となる規定を確認しておこう。以下に引用するのは、直接には、評価を切り下げるタイミングとその大きさを定めた部分であるが、なぜ評価減を行うのかにも大いに関わっている。多少冗長ではあるが、さしあたり、該当箇所をすべて引用しておこう。

報告主体は、簿価が回収不能に陥ったことを示唆するような事象や環境変化が生じたときは、長期利用目的の資産や、ある種の識別可能な無形資産に減損が生じていないかどうかを検討しなければならない (FASB [1995], para.4)。

以下に掲げるのは、簿価の回収可能性に関する再検討を促すような事象または環境変化の具体例である。

- (a)資産の著しい時価下落
- (b)資産の用途または物理的形状に関わる重要な変化
- (c)法的要素ないし事業環境における不利な変化のうち重要なもの
- (d)自家建設に要する費用が当初の予測を著しく超過した場合
- (e)当期の営業キャッシュフローに損失が生じており、過去の実績や将来予測を加味すると、現在の用途からは今後も損失が見込まれる場合 (FASB [1995], para.5)

第5項で示した具体例に該当する場合や、それ以外の事象または環境変化により簿価の回収可能性に疑義が生じている場合、報告主体は、当該資産の利用および最終的な処分から期待されるキャッシュフローを見積もらなければならない。そこでいう将来キャッシュフローは、当該資産が生み出すと見込まれるキャッシュインフローから、そのインフローを獲得するのに不可欠なアウトフローを控除したものである。もし将来キャッシュフロー（割引を行わず、利子費用も考慮しないもの）の合計額が簿価に満たないのであれば、報告主体はこの基準書に従い、減損に伴う損失を認識しなければならない。それ以外のケースでは、減損に伴う損失は認識されない。しかしながら、償却基準の再検討は求められるかも知れない (FASB [1995], para.6)。

第6項にもとづいて認識される損失は、当該資産簿価の公正価値超過額で測定しなければな

らない（後略）（FASB [1995], para.7）。

資産に減損が生じているかどうかを判断するため将来キャッシュフローを見積もる際（第6項）、および減損が生じたとみなされる資産の測定に将来キャッシュフローが用いられる場合は、資産をグループ分けする必要がある。グルーピングに際しては、グループ毎に概ね独立したキャッシュフローが生じるように、しかもそのかぎりでグループが最小となるように、配慮しなければならない（FASB [1995], para.8）。

ここに引用したのは基準書のエッセンスにあたる部分であるが、これらはさらに、以下の二点に要約することができる。すなわち、①営業資産から期待されるキャッシュフローの名目額合計がその簿価に満たないときは、簿価の回収可能性に疑義が生じるゆえ、当該資産の評価を切り下げる。②ひとたび評価減の対象となった資産は、その公正価値で評価する。以上がこの基準書の最も本質的な内容と考えられるのである⁶。第5項は、簿価の回収可能性を判断する際の指針（判断基準）を例示列挙したものと位置づけられるであろう。

では、収益性の低下した営業資産の評価を①のようなタイミングで、②の額だけ切り下げるのはなぜであろうか。こういう規定を設けることにより、実務にどのような改善が期待されるのだろうか。これらの論点についてはさまざまなアプローチがありうるが、ここではさしあたり、先の引用箇所でも強調されている「簿価の回収可能性」に着目したい。基準書第121号では、回収可能な将来キャッシュフローを簿価に反映させるべきとされているが、それはなぜかを確かめようというのである。

まず最初に回収可能性の問題を手がけるのは、簿価を回収可能額と結び付ける考えかたと営業成果のとらえかたに関する現行ルールとが、必ずしも首尾一貫しないように思えるからである。冒頭において言及したとおり、営業プロジェクトの成果は、少なくともそのプロジェクトが滞りなく遂行されるかぎり、キャッシュフローの裏づけを待って捕捉することになっている。営業資産は計画的・規則的に償却されるのが原則であり、キャッシュフローの裏づけなき切り上げや切り下げは行われないのである。このような考えかたと、「回収可能性」を重視するやりかたとの異質性については多言を要しないであろう。

こうしたことから、次節では、簿価に「回収可能性」を反映させる必要性をまず最初に採り上げる。続いては、基準書第121号の個別具体的な規定が、「回収可能性」を重視する考えかたと首尾一貫しているかどうかを確かめることとする。

II 「回収可能額」の制約

(1) 基礎的前提としての「回収可能性」

先に述べたとおり、基準書第121号では、簿価の「回収可能性 (recoverability)」が強調されている（FASB [1995], paras.4-6）。簿価が「回収可能額」に満たなくなったときは、該当するストックの評価をただちに切り下げるべきというのである。そうする理由について、基準書第121号ではいくつかの異なる説明が行われているが、なかでも最も直截的なのが「基本的な前提」と関連づけるやりかたである。ここでいう「基本的な前提」とは、具体的には何を意味するのであろうか。まずは該当箇所を引用しておこう。

資産の利用および最終的な処分から期待される将来キャッシュフローの合計額（割引を行わず、利子費用も考慮しないもの）が当該資産の簿価に満たない場合は、減損に伴う損失を認識しなければならない。当審議会はこの結論に合意した。このアプローチは、資産の簿価が完全には回収できないと見込まれる状況を減損とみる考えかたとも、また、資産の簿価は少なくとも回収可能なものであるべきという、貸借対照表に関わる基礎的前提（basic presumption）とも首尾一貫している。当審議会は以上のように考える（FASB [1995], para.65）。

（前略）減価償却の手続は、回収可能な簿価を配分するために行われる。この点を認知するのは重要である。（中略）償却計算が行われる場合、対象となる資産の簿価が回収可能というのは、当然の前提（inherently assumed）とみなされている（FASB [1995], para.49）。

これらの記述には、簿価が回収不能となる原因が含まれていない。そうすると、回収可能額が簿価に満たないときは、原因のいかんに関わらず、ストックの評価を回収可能額まで切り下げる必要がある。これは当然の前提であり、この点について議論の余地はないというのが、FASBの考えかたとみることができ⁷。ここで「回収可能額」としては、先に確認したとおり、減損の生じたストックから期待されるキャッシュフローを割り引かずに合計したものが想定されている（FASB [1995], para.6）。悪くとも簿価にみあう将来キャッシュフロー（より正確には、その単純な合計額）は生じるはずという理解が、広く浸透しているということなのであろう⁸。

たしかに、簿価と将来キャッシュフローの回収見込額とを関連づける考えかたは、決して目新しいものではない。米国公認会計士協会や証券取引委員会が公表した基準書や意見書のみならず、実務を拘束する可能性を持つ文献（その意味で基準書に準ずるもの）を広く視野に収めれば、営業資産の簿価と回収可能性とを関連づける議論の端緒は、かなり早い時期にまで遡ることができる。例えば、かつて米国会計学会（American Accounting Association：AAA）が公表した一連のステートメント（邦訳：中島 [1964]）は、当初から一貫して、営業資産（とりわけ償却性資産）の簿価の回収可能性に言及している。

すべての企業はその会計記録から、もはや効用を有しない、あるいはもはや販売できない資産に関する原価を除かなければならない。また使用中の、あるいは最終的には販売されるはずの資産の簿価を、次期以降の営業活動によって回収しうる（recoverable）と期待される額にまで切り下げる必要がある⁹。

生産要素またはその他の資源で既に有用性を失ったものの原価は、もし売却による資金回収が可能であれば、その実現可能な額にまで切り下げる必要がある。引き続き利用する財、あるいは売却を予定して保有する財については、それらの原価のうち次期以降に繰り延べるべき部分だけを、貸借対照表に計上しなければならない¹⁰。

ここでは回収可能性への直接的な言及はみられないが、次の文献を併読することにより、前掲した「次期以降に繰り延べるべき部分」が、回収可能性に関わっていることを推察できる。

原価として記帳された額のうち貸借対照表に掲記されるのは、次期以降に割り当てるべき額

である。資産が単独で、あるいはグループ単位で引き続き利用される場合、貸借対照表に計上すべき額は、その資産が今後生み出すと期待される有用な役務をつうじて回収しうる（recoverable）部分である。（中略）取替原価または再生産原価の下落は、未配分の前価が回収不能（cannot be recovered）であることの証拠としては決定的でない¹¹。

このとおり、簿価の回収可能性と評価の切り下げとは、早い時期から一貫して関連づけられてきたようである。減損の生じた営業資産の評価を切り下げるやりかたを「基礎的前提」に従ったものとみるのも、そのかぎりでは、さほど不自然なことではない。ただ、なぜそのようなやりかたが唱えられたのか、その理由となると、どこまで遡ってみても詳らかにならない。「簿価は回収可能額を反映すべき」という考えが根づいてきたことは理解できても、端緒においてなぜそういうルールが導入されたのかは、いまだ未解明の問題なのである¹²。

もっとも、基準書第121号を公表したFASBにとって、「簿価の回収可能性」を重視する考えかたの萌芽は、必ずしも重要な関心事ではないのかも知れない。FASBからすれば、そういう認識の広がりの方が肝要であり、それこそが、簿価と将来キャッシュフローとの比較で減損の有無を判断するやりかたを導くと言えなくもない。それは以下の理由による。

周知のとおり、FASBはいわゆる「意思決定有用性アプローチ」を採っている。これによれば、会計処理のいかんも、開示された会計情報を投資家が有用とみるかどうかで判断されることとなる。「投資家」と呼ばれる利害関係者集団がどのような情報を有用とみるのか、そのみきわめは困難であるが、前掲の「簿価は回収可能な将来キャッシュフローを反映すべき」という主張には積極的な異論が唱えられてこなかった。これを「簿価の回収可能性」を重視した情報の有用性の証左とみるのも、決して誤りとはいえないであろう。こう考えれば、情報の有用性に関する認識の定着こそが「有用性アプローチ」と密接に関わっているともいえそうである。

しかし、このような推論はさまざまな意味で脆弱である。情報の有用性という観点から会計処理を決めるのであれば、本来は、まず最初に、利益情報の与えかたと投資家の行動との因果関係を解き明かす作業が求められるはずである。しかるに、営業資産の簿価が「回収可能額」を超過しないように留意して作成された利益情報が、なにゆえ投資家の意思決定に有用となりうるのか、その点に関する議論が成熟しているとは思えない。そもそも、ストック評価額に「回収可能性」を反映すべきと投資家が考えているかどうかさえ、十分な確認作業が行われてきたとは言い切れない。「回収可能性」を重視した情報が有用となる可能性が示唆されたことと、それが実際に有用であることとは厳密に区分する必要がある。

最後に、これまでの記述を要約しておこう。本項の眼目は、減損の有無を判断する際、営業資産の簿価とそこから回収が見込まれる将来キャッシュフローとを比較する理由の検討にあった。ここでの考察によれば、基準書第121号はそれを「簿価は回収可能額を反映すべき」という認識が広く浸透していることに求めている。こうした理解が実際に普及しているのであれば、また、「回収可能額」を反映した情報の有用性が明確であれば、審議会の下した結論にさしあたり異論はない。しかし「簿価は回収可能な将来キャッシュフローを超過しない」という理解が一般的かどうか、事実を確かめるための作業が行われてきたとは思えない。さらには、与えられた情報と投資家の行動との因果関係が、精緻な形で解き明かされているともいえそうにない。基準書のやりかたが有用な情報の提供に資するかどうかは、いまだに解決をみない問題なのである。

とはいえ、これらの問題をすべて本稿で取り扱うことはできない。ここではさしあたり、「回

「回収可能性」を反映したストックの評価が情報の有用性を高めるといふ、FASBの判断は尊重して議論を進めたい。そうした情報が本当に有用かどうかは、今後の検討課題とするのである。次項では、基準書の具体的な規定が「回収可能性の反映」という基本理念と首尾一貫するかどうかを検討しよう。

(2) 「回収可能性」と基準書第121号

先述のとおり、基準書第121号は、減損の生じた営業資産の評価を切り下げるタイミングの問題と、切り下げ額の大きさの問題とを分けて取り扱っている。このうちいつ評価を切り下げるべきかについては、ここで改めて採り上げるべき問題はなさそうである。切り下げを行うべきケースに関する具体的な記述（FASB [1995], paras.4-6）は、「簿価の回収可能性に疑義が生じた場合は減損を認識する」という考えかたと、基本的なところですべて首尾一貫している。この点は、前節において確認したとおりである。

これに対し、切り下げ額の大きさに関する規定のほうは、問題なしとはいき切れない。営業資産の簿価に回収可能な将来キャッシュフローを反映させることが至上命題であれば、その大きさでストックを評価するのが自然な考えかたであろう。換言すれば、特別な理由のないかぎり、減損の有無に関する判断基準と減損の生じたストックの測定基準との間には、整合性が求められるように思えるのである。にもかかわらず、基準書第121号は、収益性の低下した営業資産をその「公正価値（fair value）」で評価するよう指示している（FASB [1995], para.7）¹³。

改めて確認するまでもなく、減損が生じているかどうかの判断に関わる「回収可能な将来キャッシュフロー」と「公正価値」とは、主として以下の二点で食い違う。ひとつは、異時点のキャッシュフローを異質なものとみるかどうかである。これは「時間価値」を考慮するかどうかと言い換えても差し支えない。減損の有無は、将来キャッシュフローの単純な合計額と簿価との比較をつうじて判断されるのに対し、切り下げ額のほうには暗黙裡に「時間価値」が反映されているのである。

もうひとつの違いは、キャッシュフローの見積もりかたにある。減損が生じたかどうかの判断に用いられる「回収可能な将来キャッシュフロー」は、問題となっている営業資産に関する報告主体固有の利用形態を前提としている。これに対し、「公正価値」には、市場参加者が当該営業資産に寄せる期待が集約されている。もし報告主体が社会平均より効率的にその営業資産を利用できるのであれば、そうした用途の相違も「回収可能な将来キャッシュフロー」と「公正価値」との食い違いを引き起こすことになる。

では、このように食い違うふたつのうち、なぜ「公正価値」による評価が強制されたのであるか。まずは基準書第121号の該当箇所を引用してみよう。

ひとたび減損が認識された後は、切り下げられた資産の簿価を新たな取得原価（new cost）とみなして処理を行う必要がある。償却性資産の場合、その新たな取得原価は、当該資産の残存耐用年数にわたって償却しなければならない。かつて計上した減損に伴う損失を戻入するような処理は禁じられる（FASB [1995], para.11）。

（前略）資産の簿価がそうした測定値（将来キャッシュフローを割り引かずに合計した額；著者補注）にてらして回収不能と見込まれるときは、新たな原価を基礎として（new cost basis）

減損した資産を評価するのが適切である。以上が審議会の考えかたである（後略）（FASB [1995], para.69）。

（前略）減損した資産を処分することなく利用し続けるという意思決定は、当該資産への再投資という意思決定と類似している。それゆえ、当審議会は、そうした資産を公正価値で評価すべきと結論づけた（後略）（FASB [1995], para.70）。

冗長なため直接的な引用は避けたが、基準書第121号には、経営者の意思決定とストックの評価との首尾一貫性を重視する旨の記述もある（FASB [1995], para.71）。一連の記述で注目すべきは、「新たな取得原価」という用語であり、減損した資産の継続利用は再投資と等質な側面を有しているという記述であろう。たしかに、従来の投資プロジェクトを実際に中断し、資産の処分で回収した資金を新たなプロジェクトへと再投資する場合は、「新たな原価」をもとに損益計算をやり直すことになる。

これに対し、ここで問題となっているのは、収益性の低下した営業資産のうち処分されないものの評価である。継続保有のケースでは、実際の再投資とは違って、営業資産の入れ換えもなければ現金のやりとり（処分代金の受領と購入対価の支払）もない。そうすると、基準書第121号で評価の切り下げが求められているケースのすべてにおいて、従来の投資の中断と再投資とを見出すことができるかどうかは判断が分かれよう。

以上のとおり、切り下げ額についてFASBの下した結論にはいまだ反論の余地が残されている。基準書では実際に旧来の投資プロジェクトを中断し、投下資金を回収した後、新たな営業資産をその資金で購入するケースがベンチマークとされている。しかし、回収可能なキャッシュフローが簿価を下回ったという意味で「減損」の生じたケースと基準状況との類似性を主張するためには、もう少し精密な議論が必要であろう。十分な議論がなければ、なぜ「将来キャッシュフローの単純な合計額」ではなく、敢えて公正価値まで評価を切り下げるべきかは、未解決のまま残されてしまう。こうした事態は、基準書の首尾一貫性に関する疑義を引き起こすおそれがある。

にもかかわらず、基準書の意味でいう「減損」の発生と「再投資」との等質性に関する記述は乏しい。基準書を読んだだけでは、「簿価は回収可能額を反映すべき」というFASBの基本的な考えかたと具体的な規定とが整合するかどうか、「再投資との類似性」がその論拠となりうるか、以上に関する判断は困難なのである。

この閉塞した状況を打開するためにはさまざまな方法が考えられるが、ここではいったん基準書を離れ、初歩的な問題に立ち戻ることにする。企業会計の役割は何かというような素朴な議論から、収益性の低下した営業資産の評価について、何らかのインプリケーションを引き出そうというのである¹⁴。この基準書が首尾一貫した考えかたに支えられているかどうか、および「回収可能額の反映」という「基本理念」と具体的な規定とが整合するかどうかについては、次節まで結論を持ち越すこととしたい。

Ⅲ 投資の変質と評価の切り下げ

(1) 「期待の変質」とストックの評価

周知のとおり、企業会計では、企業経営者の事前の期待にてらして営業成果を事後的に捕捉す

ることになっている。そこでは、個々の投資プロジェクトに何が期待されるのかに応じて、そうした期待の現実への転化をどう確かめるのかも違ってくる。「のれん」の獲得と実現とを期待して行われる営業投資であれば、その現実への転化は実際のキャッシュフローで確かめるしかない。これに対し、余剰資金の短期運用目的で行われる金融投資では、市場価格の有利な変動が期待される以上、その現実への転化を実際の値動きで確かめることになろう。当面問題となっている長期利用目的の資産は、このうち前者に属する。そこから期待される営業成果は、企業会計上、実現を待つて捕捉するのが原則なのである。この点、冒頭でも述べたとおりである。

ところで、営業投資のすべてが当初の期待どおり遂行されるとはかぎらない。場合によっては、営業資産の継続利用から期待されるキャッシュフローが、市場をつうじた処分から期待されるキャッシュフローに満たなくなるケースも生じてこよう。いわば「のれん」が失われてしまう場合もありうるのである。たとえ「のれん」が完全には消滅しないにせよ、十分な「のれん」の獲得が期待できなくなれば、問題となっている営業資産の用途を転じることにより、より多くの「のれん」を期待できるようになるかも知れない。

合理的な行動を与件としたとき保有目的が利用から処分（売却）へと変質するケースと、利用のしかたが違ってくるケースに共通するのは、どちらにおいても当初の期待が意味を失ってしまう点である。前述のとおり、事前の期待をもとに事後的な営業成果を把握するのが企業会計の役割である。そこでベンチマークとされてきた「事前の期待」が準拠枠たりえなくなったとなれば、少なからぬ影響が損益計算に及ぶ点、多言を要しないであろう。

先のケースについていえば、「のれん」の実現が期待される間は、当該資産の利用をつうじて生み出されるキャッシュフローが重視される。これに対し、市場をつうじた処分だけが問題となれば、市場における流通価格の変動こそが業績測定に際して重視されることとなる。外見上は同一資産を継続保有しているだけのことであるが、保有目的の変化は、従来の投資プロジェクトの事実上の中断（清算）と新たな投資プロジェクトの実行とを導くのである。そうした事情は、後のケースについても基本的には違わない。問題となっている営業資産を継続利用するとはいえず、用途が変質するのであれば、先のケースと同様、旧来の投資プロジェクトの清算と再投資とを見出しうるであろう。

ところで、投資プロジェクトの中断といえば、前節でも言及したとおり、通常は投下資金の引き上げないし回収を意味しよう。処分される営業資産に流通市場が存在する場合、そこで回収される現金は、その市場価格にみあうものとなるはずである。一方、回収した資金で営業資産を新たに購入し、従来とは異なる営業プロジェクトを始める場合に必要な現金支出額も、原則として、その市場価格に一致するものと見込まれる。この場合の会計処理を考えると、まず投資の中断（清算）により、当初保有していた資産の簿価とその市場価格との差額にみあう評価損失が実現する。次いで回収した資金の再投資により、新たに取得した資産はその市場価格で評価されることになる。

こうした処理を準拠枠として実際には現金の介在しないケース、より具体的には、旧来の投資プロジェクトで用いられてきた営業資産を新たなプロジェクトでも引き継ぐケースの処理を考えるのは、決して不自然なことではない。利益計算との関わりでいえば投資プロジェクトの変質こそが重要であり、営業資産が新たなものと入れ替わるかどうか会計処理を決めるわけではないのである。そうなると、投資の変質を見出すことができるかぎり、たとえ保有する資産に外見上の変化がなくても、その評価を市場価格にまで切り下げることになろう。旧来の投資について最

最終的な損益を確定する際によりどころも、新たな投資を実行する際に企業が被る犠牲も、旧来のプロジェクトが変質した時点における営業資産の市場価格に関わっているからである。

冒頭にて指摘したとおり、期待外の利得や損失がどれほど生じて、それが期待の次元にとどまるかぎり、期間損益には反映させないのが現行ルールの基本的な考えかたである。しかし本節で検討したとおり、資産の保有目的が変化する場合は、当初の期待を準拠枠とすることそれ自体が意味を失ってしまう。そういうケースでは、たとえキャッシュフローの裏付けがなくとも、ストックの評価をその市場価格へと修正する必要が生じてくる。変質後の投資に関する成果は変質時点におけるストックの市場価格をもとに捕捉するのが、現行ルールと最も整合的なやりかたと考えられるのである。

このとおり、事前の期待にもとづく事後的な業績測定という企業会計の役割を考えたとき、従来の投資プロジェクトに寄せられていた期待が意味を持たなくなるようなケースにおいては、当該プロジェクトに関わる営業資産の評価をその市場価格にまで切り下げる処理が導かれる。旧来の期待が意味を失う典型的なケースは、前述のとおり、当初の投資プロジェクトから「のれん」が期待できなくなった場合であるが、代替的な投資プロジェクトのほうがより多くの「のれん」を期待できるようになった場合も同様の議論が可能であろう。これらのケースにおいては、旧来の投資プロジェクトを中断し、それに関わる営業資産を処分した後、新たなプロジェクトに着手する場合の処理が基準状況となるのである。

以上、ここではストックを継続保有する状況のもとで、旧来の投資プロジェクトの中断と再投資とを擬制するケースがありうるかどうか、ありうるとすればどういうケースかを検討した。ストックの評価額が修正されるケースを広く視野に収め、もっぱら内的整合性の観点から、営業プロジェクトの収益性が低下する場合の処理を考えたのである。思い起こしてみれば、そもその端緒は「回収可能性を反映したストック評価額のなかでも、時価にもとづく利益情報が最も有用である」あるいは「回収可能なキャッシュフローが簿価に満たない営業資産の継続保有は、再投資の意思決定と類似している」という基準書の主張にあった。本項の議論から、この問題に関してどのようなインプリケーションを引き出すことが可能であろうか。次項ではこの問題に取り組みたい。

(2) 「回収可能額の低下」と「期待の変質」

まずはローカルな局面ではあるが、基準書と整合的なインプリケーションから始めよう。前項の議論の、前節より持ち越されてきた問題に対する含意のひとつは、実際には営業資産を処分しないケースにおいても、現金が介在する場合を準拠枠として会計処理を考えるのは可能という点である。ストック評価額の修正を考える際、現金が介在するかどうかや営業資産を実際に処分したかどうかは本質的な意味を持たないのである。こうした結論は、継続保有中の営業資産の切り下げを要求する基準書の規定と必ずしも矛盾しない。むしろ、一面で基準書を支える論拠にさなっている¹⁵。

もうひとつの含意は、基準書にみられる認識基準と測定基準との食い違いが、必ずしも首尾一貫性の欠如を意味しないという点である。前項の議論によれば、例えば収益性の低下した資産の用途を転じるケースにおいて、その評価を市場価格へと修正することになっていた。そうした修正の契機となっているのは、現在の用途から期待されるキャッシュフローと、代替的なプロジェクトから期待されるキャッシュフローとの比較である。これらの比較対象はいずれも、原則とし

て市場価格とは一致しない。そうすると、同様の食い違いだけを理由に、基準書第121号を批判することはできなくなるのである。

もっとも、前節から持ち越されたきた問題に正面から取り組むことになる、前項からインプリケーションを引き出すのは容易ではない。ここでもう一度問題を整理しておこう。まずは基準書の基本的な主張であるが、これは「ストックの回収可能性を簿価に反映させるべきという考えかたを与件としたとき、減損の生じる局面においてストックの評価を市場価格へと修正するやりかたが一意的に導かれる」というものであった。この見解を論拠づけられるかどうかは繰り返されてきたわけである。

実はこの問題について、ルールの内的整合性に着目した前項の議論から引き出しうる含意はほとんどない。というのも、整合性をいうなら、基準書が評価の切り下げを求めているケースの一部で評価額の修正が不要となってしまうからである。言い換えれば、前項の議論は、基準書の与件と矛盾してしまうのである。念のため、この点をもう少し具体的に確認しておこう。

繰り返すまでもなく、前項によれば、継続保有中のストック評価額を市場価格まで切り下げるのは、当初の期待が意味を失うケースであった。より具体的には、投資プロジェクトを構成してきた営業資産の配置換えや転用が、評価替えのメルクマールとされていた。そこでは、収益性の低下が評価の切り下げを行うための十分条件とはいえなかった。これに対し、基準書は、原因いかにかわらず、収益性の低下した営業資産の評価を切り下げよう求めている。両者の擦り合わせは事実上不可能であろう。

よく知られているとおり、会計情報に関するルールの整合性ないし首尾一貫性は、情報の有用性を支える特性のひとつとして位置づけられるに過ぎない⁶。極端なことをいえば、首尾一貫性を敢えて犠牲にすることで、情報の有用性をかえって高めることもありうるのである。「簿価の回収可能性」を重視した利益計算の有用性が与件とされてしまうと、ルールの内的整合性に関する議論が意味を失ってしまうのは想像に難くない。有用性を所与とする基準書のフレームワークにおいて、公正価値が最も望ましい属性値であると主張するためには、結局、有用性に関する何らかの実証研究を待つしかないであろう。例えば、時価と同様「回収可能性」を反映している代替的な測定値を採り上げ、それぞれにもとづく利益情報を開示した場合の影響を比較する方法が考えられる。

前節から引き継がれてきた問題のもうひとつは、「簿価に満たないキャッシュフローしか回収できなくなった営業資産を継続保有する意思決定は、再投資の意思決定と類似する」という理由で、市場価格への評価減を論拠づけられるかどうかである⁷。これは基準書の、現行ルールとの内的整合性に関わる数少ない記述といえるであろう。限定的な局面ではあるが、ここで基準書は情報の有用性に関し、先験的な推論を試みている。「再投資」が想定できる以上、営業資産の収益性が低下する局面においてもそれ以外のケースと同様、市場価格に着目した計算を行えばよい。そのような利益情報が最も有用であることは、実証を待つまでもなく言いうるというのが基準書の真意と推察される。この問題について、前項からどういうインプリケーションを引き出すことが可能であろうか。

実はこの問題に関する前項の含意は、先の問題を採り上げた際に言及済みの部分が多い。念のため、要点だけを簡単に繰り返しておこう。前述のとおり、回収可能額の低下は、「再投資」を擬制するための十分条件とはいえない。市場価格へと評価額を修正する処理が導かれるのは、従来の投資プロジェクトを継続するのが最適な選択とはいえなくなる場合だけである。当初プロ

ジェクトに寄せていた期待が意味を失うケースのみ、利益計算の目的にてらして「事実上の再投資が擬制される場合」といえるわけである。

前項の議論は以上のとおりであるが、これと基準書との食い違いはいうまでもない。「再投資」という用語を前掲の意味に解釈するかぎり、収益性の低下した営業資産の継続保有が、ストック評価額の修正をもたらす「再投資」の意思決定と類似しているとは言い切れないのである。もちろん、継続保有という経営者行動を投資の中断と再投資とに分解するやりかたは、形式的にはあらゆるケースにおいて可能である。しかし利益計算の観点に立つ場合、意味のある分解はそのうちの一部に過ぎない。そのかぎりにおいて、基準書には矛盾がみられるというのが、前項の最も重要なインプリケーションなのである。

改めて考えてみれば、収益性の低下した営業資産に関する意思決定は、代替的なプロジェクトのそれぞれから期待されるキャッシュフロー（正確にはその割引現在価値）をみて下される。この点、前項で検討したとおりである。そこに簿価が関与する余地はない。減損が生じたかどうかの判断基準の一方を営業資産の簿価に求めた時点で、「再投資」をはじめとする企業経営者の意思決定と、ストック評価額との関係を整合性を問うこと（FASB [1995], para.71）自体が意味を失っていたといっても過言ではない。

（3）「期待の変質」によるストック評価額の「切り上げ」

さらにいえば、いっそう根本的な次元においても、前々項の議論と基準書の規定とは相容れない部分がある。これまではもっぱら議論の便宜上、旧来の投資プロジェクトに寄せていた期待が意味を失うケースにおいては、プロジェクトを構成する営業資産の市場価格が簿価に満たないことを暗に与件としてきた。しかし実際には、従来のプロジェクトを継続することの合理性が失われるとき、プロジェクトに関わる営業資産の評価を切り下げるのは必然ではない。より正確にいうと、「修正」を施す必要は主張できても、その修正が「切り下げ」である必然性はない。「切り上げ」が行われるケースもありうるのである。その意味でいえば、プロジェクトの継続が最善の選択ではなくなるケースを「減損の生じたケース」と称してきたのは不適切なことであり、適切的な訂正が必要であろう。

前々項の考えかたによると、ストック評価額の切り下げのみならず切り上げもありうることをいうためには、評価額の修正を行うべきかどうかの判断が、簿価と関係なく下されていることを示せば十分であろう。前々項によりストックの評価額が修正される典型例のひとつに、用途を切り換えることで収益性の高まるケースがある。代替的な用途の優位を主張する際には、いうまでもなく、その収益性と現在の用途の収益性が比較される。これらの大小が市場価格と簿価との大小に結び付いていれば話も違ってこようが、実際には両者の関係について先験的にいうことはない。ここでいう収益性は報告主体に固有の利用形態を前提として測られるのに対し、市場価格は前述のとおり、社会平均的な期待を反映しているからである。そうなると、転用を機に評価額を市場価格へと切り上げるケースも十分に起こりうることとなる。

以上の考察からすれば、ストック評価額の切り下げだけを取り扱う旨明言した時点で、基準書は既に「再投資との類似性」を採り上げることに意義を見出せなくなっていたとさえいえる。何度も述べているとおり、基準書は「類似性」をいうことにより、収益性の低下した営業資産以外のケースで、継続保有中のストック評価額が修正される場合を一般化し、それを準拠枠として問題となっているケースの処理を考えようとしている。もしケース毎の首尾一貫性を確保するのが

必須の要請であれば、本来は、収益性の低下を契機に評価の切り上げを行う「表面的には」矛盾した処理をも視野に収める必要がある。

ところが実際には、基準書に評価の切り上げを認める余地は残されていない。前述のとおり、基準書では継続利用している営業資産の簿価と、そこから回収可能なキャッシュフローの単純な合計額とを比較して、評価を切り下げるべきケースを決めている。もし回収可能なキャッシュフローが簿価を超過すれば、ストックの評価は据え置かれるので問題は生じない。これに対し回収可能なキャッシュフローが簿価に満たない場合は、市場価格で評価替えすることになっている。この場合も、市場価格が基準書のいう「回収可能なキャッシュフローを割り引かずに合計した額」を超過しない旨の保証があれば、減損の認識に際して評価額の「切り上げ」は起こりえないこととなる。このような大小関係は先験的に主張しうるものであろうか。

結論から先にいうと、いくつかの前提のもとで前掲の大小関係は保証される。そこでいう「前提」のひとつは、「継続利用が与件とされている以上、そこから期待されるキャッシュフローの割引現在価値は、営業資産の処分から期待されるキャッシュフロー（市場価格）を超過する」というものである。情報優位にあるものと見込まれる経営者の判断を尊重しようというのである。もうひとつは、正の時間価値ないし割引率である。割引率が正である先験的な必然性はないが、少なくとも経験的には非負の割引率を主張することができそうである。

基準書の性格を考えたとき、ここで掲げたふたつを与件とするのはさほど不自然なことではない。そうなると、直接的な比較が困難な「回収可能なキャッシュフローを割り引かずに合計したもの」と市場価格との大小関係についても、明確な主張が可能となってくる。「収益性の低下した営業資産の継続利用から期待されるキャッシュフローの割引現在価値」を介して、比較の対象となっているふたつの測定値が結び付けられるのである。

まずは「割引現在価値」と「単純な合計額」との関係であるが、正の割引率を仮定すると前者は後者に満たないこととなる。次に「継続利用から期待されるキャッシュフローの現在価値」と市場価格との大小であるが、経営者の判断が合理的であるかぎり前者は後者を超過する。以上を総合すると、先に掲げた与件のもとで、減損が生じたかどうかのメルクマールとされている「回収可能なキャッシュフローの単純な合計額」は、問題となっている営業資産の市場価格を必ず超過するといえる¹⁸。

この関係を突き止めたところで、当初の問題に立ち返ることにしたい。翻ってみれば、そもその出発点は、基準書がストック評価額の上方修正ないし切り上げを認めているかどうかであった。基準書の規定を所与としたとき、この問題は、「回収可能なキャッシュフローの合計額」と市場価格との大小関係に置き換えることができる。ふたつの属性値の間に一意的な関係を見出せるかどうか争点となるのであった。いまや両者の関係は明確である。直前に述べたとおり、一定の条件のもとで前者は後者を必ず超過するのである。とすれば、ストックの上方修正はありえない。頻出の減損（impairment）という用語からも明らかなように、基準書は評価の切り下げだけを視野に収めているのである。

こうした結論を導くことで、さらに以前より懸案となっている問題の解決も図ることができる。基準書が切り上げを認めるかどうかを確かめたのは、もともと、基準書がルールの内的整合性をどれだけ重視しているのか、その点をみきわめるためであった。現行ルールのもとでも継続保有中のストック評価額の修正はありうるが、収益性の低下した営業資産のケースはそれに該当するというのが基準書の主張である。この言明に誤りがないかどうかを確認するため、切り上げとい

う形をとる修正が容認されるかどうかを検討したのであった。基準書は、結局、切り上げを認めていなかったが、そうすると、首尾一貫性に関わる基準書の主張は内実を伴っていないと言わざるをえない。切り上げと切り下げとを非対称的に取り扱う発想は、整合性の観点からは導かれないのである¹⁹。

(4) 小括

最後に、本節の議論を要約しておこう。そのためには、最初に、前節からどういう問題が持ち越されてきたのかを確認しておく必要がある。前節では、基準書第121号がどのような考えかたに支えられているのか、その点の解明が主題となっていた。「ストックの評価額に回収可能性を反映させれば、それにもとづく利益情報は有用なものとなる」という基本理念が、そこで詳らかとなった。そうすると、次に問うべきは、基準書の具体的な規定が基本理念と整合しているかどうかである。このうち切り下げるタイミングについては特別な問題を見出せなかった。これに対し、切り下げ額のほうは問題なしと即断することができなかった。

既に何度も繰り返しているとおり、基準書は、ひとたび減損が生じたストックの評価額を、その市場価格まで切り下げよう求めている。市場価格はストックの即時処分により回収可能な資金を反映しており、そのかぎりであれば、たしかに「回収可能性」を反映した測定値といえる。しかしそのような特性を持つ測定値は、なにも市場価格にかぎらない（FASB [1995], paras.76-85）。そのなかで敢えて市場価格が選ばれた理由について、基準書は十分な説明を与えていない。この問題の解明が、本節へと引き継がれてきたのである。

ほかならぬ市場価格を採用した論拠として基準書が言及しているものの多くが十分な説得力を持たず、改めて採り上げるに値しない状況のもとで、再度論じることに意義を見出せそうな唯一の例外が、「収益性の低下した営業資産の継続保有は、再投資の意思決定に類似している」というものであった。その他の論拠とは異なり、これは情報の有用性を支える特性のひとつである「首尾一貫性」に関わっている。現行のルールでは、実際には財の移動がない場合においても、旧来の投資プロジェクトの中断と新たな投資の実行とを擬制し、ストックの評価を修正することがある。収益性の低下した営業資産の継続保有も、このケースに該当するというのが基準書の考えかたである。こうした言明に誤りがないのかも、本節に持ち越されてきた未解決の問題である。

このとおり、次元を異にするふたつの問題の解決が本節に与えられた課題であるが、前者の問題について先験的にいえることはほとんどない。どのような属性値にもとづく利益情報が最も有用なのかを直接比較するための手段となるのは、基本的には実証研究であろう。これに対し、後者の問題には検討の余地が残されている。それゆえ本節では、継続保有しているストックの評価額が修正されるのは一般にいかなるケースで、それはなぜかをまず最初に検討した。そういう実務が先行していれば具体例を採り上げることも可能であろうが、持分の側の変動を契機として行われる再評価のような例外を除けば、営業資産の評価額の修正が行われるケースはほとんど見当たらない。ここでは利益計算の意義という抽象的な次元の議論に立ち戻ることにした。

事前の期待にもとづく事後的な業績測定という企業会計の役割を考えたとき、継続保有中のストックの評価が切り下げられるのは、はたしてどのようなケースであろうか。もちろん、市場価格の有利な変動を期待して行われる（金融）投資であれば、その変動がただちに業績に反映され、それにみあってストックの評価は修正されることになる。

これに対し、いわゆる営業投資の場合、計画的・規則的な償却計算以外による評価の修正は、

原則として考えられない。しかし営業投資の場合でも、これまで行ってきたプロジェクトを継続するのが最も合理的な選択とはいえなくなるケースにおいては、ストックの評価を市場価格へと修正するやりかたが導かれる。当初のプロジェクトに寄せてきた期待が意味を失うのであれば、そこに事実上の再投資を見出すことができる。こういうケースと、収益性は低下したものの、これまで行ってきた投資を継続するのが最も合理的な選択であり続けるケースとは区別しなければならない。ストックの再評価が求められる場合を一般化すれば、以上のとおりである。

そうすると、次の問題は、事実上の再投資を想定すべきケースが、先の議論と基準書とで首尾一貫しているかどうかである。むしろ基準書は整合的と主張しているが、実際にそう言い切るのは難しい。前の段落で言及した「ケース分け」が行われていないこと、減損が生じたかどうかの判断基準に簿価が関わっていること、評価額の切り下げしか取り扱われていないことなど、矛盾点なら枚挙に暇ない²⁰。詳細は前項までに譲るが、ストック評価額を市場価格にまで切り下げることに関する基準書の論拠は、不十分とみるのが自然な考えかたであろう。

V おわりに—収益性の低下した営業資産と不良債権—

本稿で論じてきたところによれば、収益性の低下した営業資産の評価を考える際、主としてふたつの視点がありうる。ひとつは、「簿価の回収可能性」を重視する考えかたである。会計情報の利用者はストックの評価額をみて、悪くともそれだけのキャッシュフローは回収できるはずと判断する。そうした行動を与件とすれば、回収可能なキャッシュフローの低下を、その原因いかに関わらず、評価替えの契機とみる必要が生じてくる。本稿で採り上げたFASBの基準書は、基本的にこのような視点に立脚している。

前述のとおり、こういう見解は長年にわたって唱えられてきたものであり、そのかぎりでは尊重に値する。しかし回収可能性を反映した情報の有用性は、それだけを論拠として先験的に主張しうるものではない。ここで論及した視点に立つ場合は、有用性を立証するためのいっそう精緻な手段を確立する必要に迫られよう。そうした作業は、基本的には実証研究の形をとることになるだろうが、ストックの回収可能額の変動分がどのような意味で負の営業成果となりうるのかを推察することにも意味がありそうである²¹。

もうひとつの視点は、「現行ルールにおいて、継続保有中のストックが評価替えの対象となるのは一般にどのようなケースか」であり、「収益性の低下した営業資産はそれに該当するかどうか」である。いわば現行ルールの内的整合性に着目するのである。もっとも、評価を切り下げる実務は必ずしも広く行われているわけではない。持分再評価を契機とするものを除けば、わずかに、採算の合わなくなった会社に対する投資勘定や営業権の切り下げが行われるだけである²²。それゆえこういう視点に立つ場合、思弁的な議論は避けられない。

先に述べたとおり、事前の期待にもとづく事後的な業績測定という利益計算の意義に立ち返ってみると、ストック評価額の修正が求められるのは、旧来の投資に寄せられていた期待が意味を失う場合ということができる。そういう場合は、これまで行ってきた投資プロジェクトの中断と事実上の再投資とを想定できるので、プロジェクトに関わる営業資産の評価をその市場価格へと修正するやりかたが導かれるのである。営業資産の収益性が低下するケースでは、その結果、旧来の投資プロジェクトを継続するのが最も合理的な選択とはいえなくなることもありうる。それはまさしく、この文脈により、投資の中断と再投資とが見出されるケースといえるであろう。基

準書とは必ずしも整合しないが、これも収益性の低下した営業資産の処理に関わる有力な考えかたである。

ここで掲げたふたつの見解は以上のとおり着眼点が異なっており、相互排他的な関係にあるとはいえない。首尾一貫したルールにもとづく利益情報かどうかは、情報の有用性を判断する際の有力な論拠であるが、首尾一貫性だけで最も有用な情報を選択することはできないのである。今後、ここでの議論をもとに類似した論点を取り扱うこともあろうが、その場合も、さしあたっては、ふたつの考えかたをともに尊重する必要がある²⁾。

本稿で取り扱った営業資産の問題は、論争の多い不良債権の会計問題とも決して無縁ではない。詳細は別稿に譲るが、不良債権の少なくとも一部は、金融資産ないし貨幣性資産よりむしろ営業資産と共通した性格を併せ持っている³⁾。そうなると、収益性の低下した営業資産と不良債権とで、会計処理の首尾一貫性を確保する必要も生じてこよう。むしろ実際には、そうした整合性が必須という理解が浸透しているとは言い難い⁴⁾、それが実際の公表ルールに反映されているわけでもない。米国を例にとると、約定どおりの資金回収が見込めなくなった不良債権については、減損後のキャッシュフローを当初の実効金利で割引いた額まで切り下げることになっている（FASB [1993a], paras.13-14）。こうしたルールと基準書第121号との違いは明らかであろう。

しかし、なぜ整合性が不要かという点を現行ルールが明記しているわけではない。不良債権と収益性の低下した営業資産との関係については、なおいっそう考察を深める余地が残されている。もし整合性の確保が必須ということになれば、不良債権のありうべき処理として、本稿で検討したふたつのやりかたもつけ加わるはずである。そうなると、減損の生じた金銭債権の評価はただちに切り下げるべきという「常識」のほうも再検討が必須であろう。不良債権を含む営業プロジェクトを継続するのが最も合理的な選択肢であるかぎり、それに関わるストックの評価を据え置くべきという考えかたについては、本稿で言及したとおりである。この問題は改めて検討したい。

[注]

- 1 大蔵省企業会計審議会 [1960]「第一 企業会計原則と減価償却」3を参照されたい。
- 2 さしあたり、斎藤 [1991], 2-7ページを参照せよ。
- 3 視点は異なるが、Beaver [1991], pp.125-128でこの点に関連した議論が行われている。
- 4 評価の切り下げに関する企業経営者側の誘因については、さしあたり、Weil [1990], pp.54-56, Zucca and Campbell [1992], pp.35-36を参照のこと。
- 5 基準書の概略については、間島 [1995]を参照せよ。
- 6 田中 [1995], 31-33ページ, FASB [1993b], para.33なども参照されたい。
- 7 換言すれば、正常な営業資産の処理との整合性を問うまでもなく、こういう情報の有用性は主張しうるというのがFASBの見解と考えられる。
- 8 注意すべきは、たとえ将来キャッシュフローの増加が見込まれるとしても、それのみあうストック評価額の切り上げのほうは想定されていない点である。「回収可能額」の強調は、必ずしも将来キャッシュフローによる継続的な評価替えを意味しない。基準書第121号は、あくまでも評価の切り下げだけを視野に収めているのである。この点については後でもう一度取り扱うことにする。
- 9 中島 [1964] 29ページ, AAA [1936], para.7.

- 10 中島 [1964] 45-46ページ, AAA [1941], “Cost” para.4.
- 11 中島 [1964] 61ページ, AAA [1948], “Assets” (2).
- 12 もちろん, 米国会計学会が前掲の基準書を公表するに至った経緯に関する資料をみれば, なぜ簿価の回収可能性が強調されるようになったのか, さらに考察を深めることができるかも知れない。ただ, 当面は資料収集上の制約が厳しい。原資料へのアクセスは, 今後の検討課題としたい。
- 13 もちろん, 公正価値ないし市場価格にみあう資金は市場をつうじた処分により回収可能である。そう考えれば, 公正価値による評価を指示する基準書の規定は, 何らその基本理念に反しないともいえる。しかし, 基本理念との整合性だけが問題なら, その他の測定値を選択する余地も残されているはずである。ここで問題にしているのは, 「回収可能性の重視」という理念と整合するさまざまな測定値の中から, 敢えて「公正価値」が選ばれたのはなぜかである。
- 14 こういう着眼点については, 簡単ではあるが, 冒頭において既に言及済みである。同様の視点からもう少し厳密な議論を試みるのが次節の趣旨である。
- 15 FASB [1995] の公表に反対した審議会メンバーの意見を参照。そのうちのひとり, 市場価格まで評価を切り下げるやかたに反対する理由として, 交換取引が存在しないことを挙げている。これは要するに, 現金や営業資産の移動がないことを意味しよう。
- 16 内的整合性を確保するための試みとしては, FASBによる一連の概念基準書 (FASB [1978], FASB [1980a], FASB [1980b], FASB [1984], FASB [1985]) の公表がある。情報の有用性が最も肝要である旨は, このうちのFASB [1980a], para.32で述べられている。
- 17 基準書それ自体は, 先に取り扱った問題とここで掲げた問題とを, 必ずしも明確に区分しているわけではない。問題をふたつに分けたのは説明の便宜である。
- 18 本稿は, 減損後も営業資産を継続利用する場合の規定を主として取り扱っている。ただ, 本節第1項でも述べたとおり, ストック評価額の修正が迫られるのは, なにも継続保有のケースにかぎらない。減損が生じた結果, 即時の処分が最善の選択となるケースも, 同様の評価替えが求められるのである。基準書は, こういう場合に関して別途規定を設けている (FASB [1995], para.15)。そこでは簿価と市場価格 (処分により回収可能と見込まれるキャッシュフロー) とが比較され, 後者が前者に満たなくなる場合, 市場価格まで評価を切り下げるよう求められている。
- 継続保有のケースとは異なり, このケースでは減損の認識基準と測定基準とが首尾一貫している。問題となっている営業資産の市場価格が, 双方に関わっているのである。そうなると, 基準書の規定にしたがうとき, 評価の切り下げしか起こりえないことは自明であろう。しかし, そうであればこそ, 基準書はルールの内的整合性を必ずしも重視していないというインプリケーションが導かれることとなる。処分という意思決定から期待されるキャッシュフロー (市場価格) と, それ以外の意思決定 (継続利用) から期待されるキャッシュフローとが比較されるのではなく, 簿価が減損の有無を判断する際の基準となっていることも, 整合性を重視する考えかたとは矛盾する。
- 19 もちろん, いわゆる「保守主義」の要請を考慮する余地は残されている。切り上げと切り下げとを非対称的に取り扱うやかたは, その論拠はともかく, 広く現行ルールに浸透しているといえなくもない。持分の再評価とは無関係にストック評価額を修正するケースが現実には僅少であり, 「切り上げ」の形をとる評価替えの具体例を掲げられないことも, 保守主義の考えかたを排除し切れない状況と関わっている。
- しかし, たとえ切り上げを行わないことでルールの整合性が保たれると言いつても, それだけで基準書のやかたが一意的に導かれることはない。前述のとおり, 簿価をメルクマールとして減損の有無を判断するやかたは, 企業経営者のいかなる意思決定とも整合しないのである。

収益性の低下した営業資産の評価（米山）

- 20 さらにいえば、現在実行している投資プロジェクトの収益性が低下したケースだけを取り扱っている点にも問題がある。前項や前々項では言及しなかったが、代替的なプロジェクトの収益性が著しく高まれば、現行プロジェクトの収益性が低下していない状況においても、ストック評価額の修正は導かれるのである。
- 21 ここでは、いわゆる連繋観（articulated view）を与件としている。
- 22 持分の再評価を契機とするストック評価額の修正については、FASB [1992] を参照せよ。
- 23 ふたつの視点を最終的に統合できるかどうかは、今後の検討課題としたい。
- 24 米山 [1995] を参照されたい。
- 25 FASB [1995], paras.136-142, とりわけ para.138を参照のこと。

[参考文献]

- AAA [1936], American Accounting Association, *A Tentative Statement of Accounting Principles Affecting Corporate Reports*.
- AAA [1941], *Accounting Principles Underlying Corporate Financial Statements*.
- AAA [1948], *Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements (1948 Revision)*.
- Beaver [1991], William H. Beaver, "Problems and Paradoxes in the Financial Reporting of Future Events," *Accounting Horizons* Vol.5, No.4, December 1991.
- FASB [1978], Financial Accounting Standards Board, *Statements of Financial Accounting Concepts No.1 : Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*.
- FASB [1980a], *Statements of Financial Accounting Concepts No.2 : Qualitative Characteristics of Accounting Information*.
- FASB [1980b], *Statements of Financial Accounting Concepts No.4 : Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations*.
- FASB [1984], *Statements of Financial Accounting Concepts No.5 : Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*.
- FASB [1985], *Statements of Financial Accounting Concepts No.6 : Elements of Financial Statements ; a replacement of FASB Concepts Statement No.3*.
- FASB [1992], Discussion Memorandum : *an analysis of issues related to New Basis Accounting*.
- FASB [1993a], *Statements of Financial Accounting Standards No.114 : Accounting by Creditor for Impairment of a Loan*.
- FASB [1993b], *Proposed Statements of Financial Accounting Standards : Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets*.
- FASB [1995], *Statements of Financial Accounting Standards No.121 : Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed of*.
- Weil [1990], Roman L. Weil, "Role of the Time Value of Money in Financial Reporting," *Accounting Horizons* Vol.4, No.4, December 1990.
- Zucca and Campbell [1992], Linda J. Zucca and David R. Campbell, "A Closer Look at Discretionary Writedowns of Impaired Assets," *Accounting Horizons* Vo.6, No.3, September 1992.
- 大蔵省企業会計審議会 [1960], 「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第三有形固定資産の減価償却について」, 大蔵省企業会計審議会中間報告。

- 斎藤 [1991], 斎藤静樹「実現基準と原価評価の再検討」『會計』第140巻第2号, 1991年8月。
- 田中 [1995], 田中建二「現在価値測定の役割」『會計』第148巻第4号, 1995年10月。
- 中島 [1964], 中島省吾訳編『増訂A.A.A.会計原則』中央経済社, 1964年。
- 間島 [1995], 間島進吾「FASB・SFAS第121号（有形・無形固定資産の評価損及び売却・除却予定の固定資産の会計処理）／FASB・SFAS第122号（抵当債権のサービス権に関する会計処理）」『JICPAジャーナル』第7巻第12号, 1995年12月。
- 米山 [1995], 米山正樹「不良債権の会計問題—投資の成果と資産評価—」『JICPAジャーナル』第7巻第12号, 1995年12月。